

消表対第815号
令和4年6月15日

消費者委員会委員長 後藤 卷則 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄
(公印省略)

事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針(平成26年内閣府告示第276号)の変更について(諮問)

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第26条第5項で準用する同条第3項の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針を別添のとおり変更することについて

以上